

広域と基礎の事務分担について(議論用資料)

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局:副首都推進局

- 広域自治体(大阪府)と基礎自治体(特別区)の事務分担について、前回(第3回)は、シミュレーション用に、東京都と特別区(23区)の事務分担をベースに(以下「東京都ベース」という)仕分けを行った
- 今回(第4回)は、論点(5項目)を設定したうえで、論点ごとに抽出した事務例について、仕分け案を提示し、これをたたき台として、事務分担の考え方について、協議いただきたいと考えている。今回提示する仕分け案で事務分担が確定するものではなく、本日以降の協議内容を反映し、協議会において事務分担を決定していただく

<資料構成>

1 基本的な考え方

- 1-1 広域自治体、基礎自治体として担うべき事務の考え方
- 1-2 広域自治体と基礎自治体の事務分担にかかる論点
- 1-3 事務分担のイメージ

2 論点ごとの事務の仕分け案

- 2-1 具体的な事務例
- 2-2 事務の仕分け案

3 個別事務の状況等

- 3-1 まちづくり
- 3-2 児童相談所・一時保護所
- 3-3 システムの管理
- 3-4 介護保険
- 3-5 斎場(火葬場)
- 3-6 都区の事務配分のあり方検討について

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ

1 基本的な考え方

1-1 広域自治体、基礎自治体として担うべき事務の考え方

現 状

大阪府の事務

- 都道府県権限の事務
- 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

大阪市の事務

- 都道府県・政令指定都市・中核市・一般市権限の事務
- 住民に身近な事務に加え、都市の成長・発展、安全・安心に関わる事務

事務を再編

副首都・大阪を担う自治体として

◆ 成長をけん引する事務を大阪府に一元化

広域自治体(大阪府)

大阪府は、副首都として「**経済成長**」と「**首都機能代替**」の機能を果たす

このために必要となる広域行政を大阪府に一元化

◆ 住民に身近な特別区が住民サービスを着実に実施

基礎自治体(特別区)

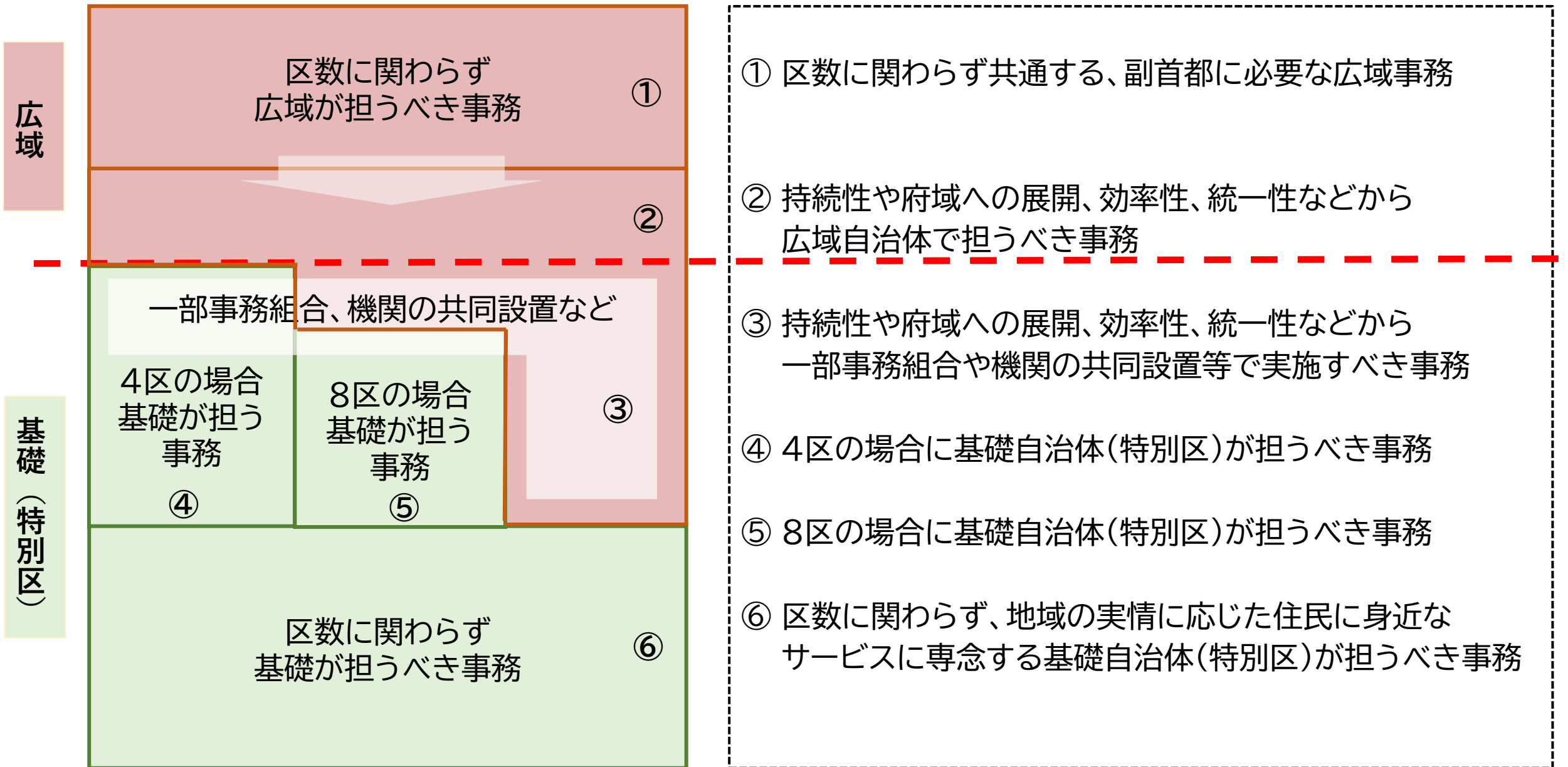
特別区は、**地域の実情に応じた住民に身近なサービス**に専念

特別区に再編して充実した住民サービスを実施

1-2 広域自治体と基礎自治体の事務分担にかかる論点

- I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か
- II ニア・イズ・ベターとして、必要な基礎事務は何か
- III 区数により、広域と基礎の事務分担を変更する可能性のある事務は何か
- IV 大阪市が実施している高レベルサービスの実施主体をどうするか
- V 住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか

1-3 事務分担のイメージ



2 論点ごとの事務の仕分け案

以下の5つの論点ごとに事務例を抽出し、事務局として、議論のたたき台となる仕分け案を示すもの

- I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か
- II ニア・イズ・ベターとして、必要な基礎事務は何か
- III 区数により、広域と基礎の事務分担を変更する可能性のある事務は何か
- IV 大阪市が実施している高レベルサービスの実施主体をどうするか
- V 住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか

2-1 具体的な事務例

I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か

都市計画の決定権限、インフラ整備、経済成長、観光拠点の形成、交通政策

II ニア・イズ・ベターとして、必要な基礎事務は何か

地域の文化・スポーツ、保育所、養護老人ホーム、身体障がい者手帳、診療所の開設許可、図書館

III 区数により、広域と基礎の事務分担を変更する可能性のある事務は何か

児童相談所・一時保護所・児童養護施設、保健所

IV 大阪市が実施している高レベルサービスの実施主体をどうするか

保育無償化、子育てサポートアプリ・クーポン、習い事・塾代助成、こども医療費助成、敬老パス

V 住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか

公営住宅、斎場・霊園、介護保険事業、小中学校教員の任免、システムの管理

2-2-I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か（1/3）

広：広域

基：基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
拠点まちづくり(新大阪駅周辺、大阪駅周辺、大手前地区、大阪城公園周辺地域など都市再生緊急整備地域等)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け ・ 都市機能強化、拠点創造につながるまちづくり
地域まちづくり(神崎川駅周辺、矢田南部、加美駅周辺、平林地区など公共施設跡地、未利用地の活用等)	広域	基	基	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 地域のまちづくりは基礎とするかどうか
開発許可等に関する事務	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 東京都は事務処理特例で全ての特別区に権限移譲
民間施行の土地区画整理事業に係る認可等	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け
建築基準法関連業務	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 東京都は1万㎡以下は特別区が実施
道路(広域交通網)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
道路(地域交通網、生活道路)	基礎	基	基	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 道路管理者間協議で点検・修繕等を他自治体が代行できる連携協力道路制度が創設(R7道路法改正)
一級河川 表面管理事務	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
公園(広域公園：鶴見緑地、大阪城、難波宮跡、長居、天王寺)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
公園(上記以外の地域公園)	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
港湾事業	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け

2-2-I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か (2/3)

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
連続立体交差事業	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け
公営住宅等	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
屋外広告物の許可に関する事務	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け
交通政策 (総合交通対策、鉄道の安全性向上、バスネット ワーク維持改善 等)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け
エネルギー政策 (脱炭素化、電力ひっ迫時の節電啓発等)	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
団体監理事務等 (大阪メトロ、大阪シティバス、関西電力)	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け

2-2-I 区数に関わらず共通する、副首都に必要な広域事務は何か (3/3)

都市計画の決定権限

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
地域地区 用途地域	広域	広	広	広	- 都市計画権限のうち、これらの権限は東京都特例で都の権限となる(通常一般市権限) - 協定書作成に係る前回までの国土交通省との協議で、これらの都市計画権限を事務処理特例で特別区に移譲することは不可とされている
地域地区 特例容積率適用地区	広域	広	広	広	
地域地区 高層住居誘導地区	広域	広	広	広	
地域地区 特定街区(1ha超)	広域	広	広	広	
地域地区 居住調整地域	広域	広	広	広	
地域地区 特定用途誘導地区	広域	広	広	広	
都市施設 水道	広域	広	広	広	
都市施設 電気・ガス供給施設	広域	広	広	広	
都市施設 下水道 公共下水道	広域	広	広	広	
都市施設 市場・と畜場	広域	広	広	広	
地区計画(3ha超)	広域	広	広	広	
沿道地区計画(3ha超)	広域	広	広	広	

2-2-II ニア・イズ・ベターとして、必要な基礎事務は何か（1/2）

広：広域 基：基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
地域の観光振興(受入環境の整備)	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
地域の文化振興(芸術活動振興事業助成等)	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
地域の競技スポーツの振興 (トップアスリートとの交流など)	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
旅館業、特区民泊に関する事務	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
地下水の採取許可(建築用・工業用)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 政令市権限
環境監視規制(大気・水質・土壌の監視等)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 中核市権限
産業廃棄物処理業の許可(市域内)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 中核市権限
民間の保育施設の設置認可等	広域	基	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 児童相談所・一時保護所とセットで仕 分けが必要
市立保育所の管理運営	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 一般市権限
養護老人ホームの設置認可	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 中核市権限
身体障がい者手帳の交付	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 中核市権限

2-2-II ニア・イズ・ベターとして、必要な基礎事務は何か (2/2)

広:広域 基:基礎					
事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
難病等医療費助成(指定難病)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 政令市権限
病院の開設許可	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 政令市権限
診療所等の開設許可	基礎	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 中核市権限、保健所とセットで仕分けが必要
診療所等の開設に関する 開設届出など提出書類の受理	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 中核市権限
犬・ねこの引き取り	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 中核市権限
重要文化財の管理に係る指導・監督	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 政令市権限
大阪市立図書館(中央図書館)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 図書館の連携手法は特別区移行時に協議 ・ 現在は所蔵図書を中央と各区で共同管理
大阪市立図書館(各区図書館)	基礎	基	基	基	
NPO法人の認証等	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 政令市権限
消費者センター	広域	広	広	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け
地域の就労支援	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け

2-2-Ⅲ 区数により、広域と基礎の事務分担を変更する可能性のある事務は何か

広：広域

基：基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
児童相談所・一時保護所	広域	基	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・現在市域に3か所設置(4か所目を設置予定)
民間の児童養護施設等の設置認可等	広域	基	広	広	・前回協定書では一部事務組合に仕分け ・施設が偏在するため、住民の負担やサービスの公平性確保が課題 ・児童相談所・一時保護所とセットで仕分けが必要
市立児童養護施設等の管理運営	広域	基	広	広	
民間の保育施設の設置認可等 【Ⅱの再掲】	広域	基	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・児童相談所・一時保護所とセットで仕分けが必要
生活保護施設の設置認可	広域	基	基	広	・前回協定書では一部事務組合に仕分け ・施設が偏在するため、住民の負担やサービスの公平性確保が課題
保健所	基礎	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・現在市域に1か所設置
市立駐車場の管理運営	広域	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け

2-2-IV 大阪市が実施している高レベルサービスの実施主体をどうするか

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
0～2歳児の保育無償化	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 大阪市域外のサービスへの影 響なし
子育てサポートアプリ・クーポン事業	広域	基	基	基	
習い事・塾代助成事業に関する事務	広域	基	基	基	
こども医療費助成事業	広域	基	基	基	
敬老優待乗車証交付事業	広域	基	基	基	
身体・知的障がい者等の地下鉄乗車料金福祉措置	広域	基	基	基	
重度障がい者等タクシー料金給付事業	広域	基	基	基	
重度障がい者医療費助成事業	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	基礎	基	基	基	

2-2-V 住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか(1/3)

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
道路(広域交通網)【Iの再掲】	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け
道路(地域交通網、生活道路) 【Iの再掲】	基礎	基	基	広	・ 前回協定書では基礎に仕分け ・ 道路管理者間協議で点検・修繕等を他自治体が代行できる連携協力道路制度が創設(R7道路法改正)
水道事業	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け ・ 都道府県が水道基盤強化計画策定(H30水道法改正)
下水道事業	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け ・ 都道府県が広域連携推進計画策定、公共下水道を都道府県が管理できる特例、公共下水道復旧工事の都道府県代行制度など(下水道法改正がR8.7月参院可決)
公営住宅等【Iの再掲】	広域	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け ・ 持続性の観点から今回は広域とすべきかどうか
消防事業	広域	広	広	広	・ 前回協定書も広域に仕分け ・ 広域化の国基本指針・都道府県推進計画策定など(H18消防組織法改正)
斎場・霊園	基礎	基	広	広	・ 前回協定書では一部事務組合に仕分け ・ 施設が偏在するため、住民の負担やサービスの公平性確保が課題

2-2-V 住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか(2/3)

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
児童相談所・一時保護所【Ⅲの再掲】	広域	基	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・児童相談所・一時保護所とセットで仕分けが必要 ・技術・専門職員の確保が課題
民間の保育施設の設置認可等【Ⅱの再掲】	広域	基	広	広	
民間の児童養護施設等の設置認可等【Ⅲの再掲】	広域	基	広	広	
介護保険事業	基礎	広	広	広	・前回協定書では一部事務組合で仕分け ・住民の負担やサービスの公平性確保が課題 ・都道府県が人材確保や生産性向上等の協議会を設置(介護保険法改正(R8.6法律51号))
保健所【Ⅲの再掲】	基礎	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・現在市域に1か所整備 ・技術・専門職員の確保が課題
小中学校教員の任免	広域	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・教員の確保が課題
小中学校教員の研修	広域	広	広	広	・前回協定書では基礎に仕分け ・東京都は事務処理特例で全ての特別区に権限を移譲

2-2-V 住民サービスの持続性や府域への展開といった観点から広域で担うべき事務はあるか(3/3)

広:広域 基:基礎

事 務	東京都ベース の仕分け	仕分け案			備 考
		4区	8区	24区	
大規模施設(大阪市中央体育館、大阪プール、舞洲体育館、青少年施設等)	広域	広	広	広	・ 前回協定書では一部事務組合に仕分け ・ 施設が偏在するため、住民の負担やサービスの公平性確保が課題
区民利用施設(スポーツセンター、プール)	基礎	基	基	基	・ 前回協定書も基礎に仕分け
システムの管理(住基システム、国保システム、介護保険システム等の特別区事務に付随するシステム)	基礎	広	広	広	・ 前回協定書では一部事務組合に仕分け ・ 効率性やDXの進展状況等を踏まえる必要

3 個別事務の状況等

「2 論点ごとの事務の仕分け案」で例示した事務のうち、第3回協議会で話題に上がった事務等について、状況をまとめたもの

3-1 まちづくり (1/2)

都市計画決定

都市計画の内容	権限	東京都	仕分け案	前回協定書
都市計画区域の指定	都道府県	東京都	広域	—
都市計画区域マスタープランの策定 ※1	政令指定都市	東京都	広域	広域
高速道路、一般国道の都市計画決定 ※1				
都市高速鉄道の都市計画決定 ※1				
区域区分に関する都市計画決定 ※1				
都市再生特別地区に関する都市計画決定 ※1				
用途地域、特例容積率適用地区等の都市計画決定 ※2	一般市	東京都	広域	広域
水道等に関する都市計画決定 ※2	一般市	東京都	広域	広域
地区計画(3ha超)の都市計画決定 ※2	一般市	東京都	広域	広域
地区計画(3ha以下)の都市計画決定	一般市	特別区	基礎	基礎

開発許可・建築確認

事務の内容	権限	東京都	仕分け案	前回協定書
開発審査会に関する事務 ※2	中核市	東京都	広域	広域
開発許可等に関する事務	中核市	東京都(区へ移譲)	広域	基礎
建築基準法に基づく建築確認(1万㎡超等)	特定行政庁※3	東京都	広域	基礎
建築基準法に基づく建築確認(1万㎡以下)	特定行政庁※3	特別区	広域	基礎

※1 大阪府域においては、大阪市から大阪府に事務委託

※2 前回までの協定書作成時に、国との協議で、事務処理特例で特別区に移譲することは不可とされている事務

※3 都道府県、政令で指定する人口25万人以上の市は義務、その他の市町村・特別区も可

3-1 まちづくり (2/2)

市街地開発事業の認可

事務の内容	権限	東京都	仕分け案	前回協定書
民間施行の土地区画整理事業の認可(5ha以上) ※4	中核市	東京都	広域	基礎
民間施行の土地区画整理事業の認可(5ha未満) ※4	中核市	東京都(区へ移譲)	広域	基礎
民間施行の市街地再開発事業の認可	政令指定都市	東京都	広域	基礎

※4 大阪府域では、交野市、四條畷市、島本町以外は事務処理特例条例により権限移譲済み

論点となる事務

① 前回協定書では基礎、今回(仕分け案)では広域の事務

開発許可等に関する事務、建築基準法に基づく建築確認、民間施行の土地区画整理事業・市街地再開発事業の認可 等

② 東京都以外では一般市権限だが、東京都では特例で都の権限となる事務

用途地域の都市計画決定 等

(協定書作成に係る前回までの国土交通省との協議で、これらの都市計画権限を事務処理特例で特別区に移譲することは不可とされており、広域から基礎への事務委託その他の手法については、今後、国との調整が必要)

③ 東京都が事務処理特例で特別区に移譲している事務

開発許可等に関する事務、民間施行の土地区画整理事業の認可(5ha未満) 等

④ 大阪府が事務処理特例で府内市町村に移譲している事務

民間施行の土地区画整理事業の認可 等

3-2 児童相談所・一時保護所 (1/2)

- 都道府県、政令指定都市に設置義務
- 政令で定める市・特別区も設置可能(現状、一部の中核市・特別区が設置)
 - ➡子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策を実施できるよう法改正(平成18年4月施行 改正児童福祉法)

大阪市の状況

※東部(仮称)R9開設予定の4か所体制整備後の状況。必要職員数は現時点における見通し

こども相談センター	所在地	対象区域	職員数 (R8.6時点)		必要職員数		人口 (R7国調)	一時保護所定員
			本務	短時間等	本務	短時間等		
中央	浪速区	此花、中央、西、港、大正、浪速、天王寺、住之江、住吉、西成	288	60	265	56	984,337	60
北部	東淀川区	北、福島、西淀川、淀川、東淀川	156	23	167	23	699,191	40
南部	平野区	阿倍野、東住吉、平野	143	19	156	19	426,721	40
東部(仮称)	鶴見区	都島、東成、生野、旭、城東、鶴見	—	—	171	14	698,375	40
計	—	—	587	102	759(+172)	112(+10)	2,808,624	180

児童相談所 児童虐待相談対応件数の推移

※()は3年前からの増減率

年 度	H24	H27	H30	R3	R6
全 国	66,701	103,286(+54.8%)	159,838(+54.8%)	207,660(+29.9%)	223,691(+7.7%)
大阪市	2,823	4,664(+65.2%)	6,316(+35.4%)	6,136 (-2.8%)	6,593(+7.4%)

大阪府域の状況

- ・大阪府が設置する6か所のほか、堺市、豊中市(R7～)が設置
- ・ほか中核市で児相設置の動きあり

東京都の状況

- ・東京都設置: 23区内 7か所
 - ・特別区設置: 10か所
- （文京区、品川区、葛飾区、豊島区、板橋区、中野区、港区、荒川区、江戸川区、世田谷区）

課題

【基礎(特別区)の場合】

〈4区の場合〉1区で1センターを所管

- ◆ 中央が現在担っている機能の体制確保
 - ・現在、北部・南部・東部(仮称)は中央のブランチの位置づけ
 - ・人材育成、法改正等の対応検討、児童虐待ホットラインなどの業務を各区で担う体制確保が必要
 - ◆ 夜間・休日における緊急対応体制の確保
 - ・安全確認や身柄付通告児童の移送等は、現在、こども相談センター全体の交替制で対応
 - ・各区単位での対応体制の確保が必要
- 〈8区の場合〉
- ◆ 施設整備、専門職員の確保や人材育成など
 - ・各区に1か所設置が望ましいが、今後さらに、こども相談センター・一時保護所を増設することは容易ではない
 - ◆ 4センターを前提として共同設置等を考える必要がある
 - ・2区で1か所の共同設置等の対応が考えられるが、共同設置等の自治体例がないため、可能なかどうかも含めて不明な点も多い(各特別区の意向を反映し得るか、政令指定や各種補助金の対象になるのかなど)

【広域(大阪府)の場合】

- ◆ 上記の中央機能確保や夜間・休日の体制確保、施設整備や専門人材の確保・育成は、広域(大阪府)の場合でも課題となる
- ◆ 虐待相談件数の増加とともに、複雑・困難なケースも増加しており、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策を実施できるとして、中核市や特別区などの基礎自治体に設置しようとする国の動きに逆行

あわせて検討が必要な課題「児童養護施設等」

- ◆ 民間の児童養護施設等の設置認可等、公立施設の管理運営は、児童相談所と一体的に所管することが適当
- ◆ 基礎(特別区)が所管する場合、施設が偏在しているため、全区から入所措置できるように運用や取扱いの調整が必要
- ◆ 広域(大阪府)が所管する場合も、運用や取扱いの調整は必要

大阪市所管の民間児童養護施設等の状況 ※R8.7現在

所在	児童養護施設	乳児院
淀川区	2	
港区	2	
旭区		1
鶴見区		1
住吉区		2
天王寺区	4	
生野区	1	
東住吉区	1	1
平野区		1
泉大津市	1	

大阪市立の施設 ※R8.7現在

所在	児童心理治療施設 (指定管理)	児童自立支援施設 (直営)
西区	1(小学校併設)	
高槻市		1(小中学校併設)
吹田市	1(小中学校併設)※	
柏原市	1(小中学校併設)	

※児童養護施設と一体的に運営

3-3 システムの管理 (1/2)

自治体情報システム標準化・共通化とは

- 市区町村20業務について、市区町村が情報システムを個別に構築・運用していた従来の方式を見直し、国が示す基準に適合するようベンダーが開発した「標準準拠システム」を、自治体が調達してガバメントクラウド上で運用することで、データ連携を可能とする共通基盤を整えるもの
- これにより、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担の軽減、地域の実情に即した住民サービスの向上への注力、新たなサービスの迅速な展開をめざしている

【20業務に対応する標準準拠システム(21種類)の一覧】

標準準拠システム	所管省庁	主な対象分野	対象自治体
住民記録システム	総務省	住民基本台帳	全ての市区町村
印鑑登録システム	総務省	印鑑登録証明	全ての市区町村
戸籍情報システム	法務省	戸籍	全ての市区町村
戸籍附票システム	総務省	戸籍の附票	全ての市区町村
選挙人名簿管理システム	総務省	選挙人名簿管理	全ての市区町村
税務システム	総務省	個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税	全ての市区町村
就学事務システム(学齢簿編製等)	文部科学省	就学(学齢簿編製)	全ての市区町村
就学事務システム(就学援助)	文部科学省	就学(就学援助)	全ての市区町村 (広域連合又は一部事務組合も対象)
健康管理システム	厚生労働省	健康管理	全ての市区町村
児童扶養手当システム	こども家庭庁	児童扶養手当	児童扶養手当業務を実施する都道府県及び市区町村
生活保護システム	厚生労働省	生活保護	生活保護業務を行う全ての自治体

標準準拠システム	所管省庁	主な対象分野	対象自治体
障害者福祉システム	厚生労働省	障害者福祉	全ての市区町村
介護保険システム	厚生労働省	介護保険	全ての市区町村 (介護保険者) (広域連合又は一部事務組合も対象)
国民健康保険システム	厚生労働省	国民健康保険	全ての市区町村 (国民健康保険者) (広域連合も対象)
後期高齢支援システム	厚生労働省	後期高齢者医療	全ての市区町村
国民年金システム	厚生労働省	国民年金	全ての市区町村
児童手当システム	こども家庭庁	児童手当	全ての市区町村
子ども・子育て支援システム	こども家庭庁	子ども・子育て支援	全ての市区町村
火葬等許可事務システム	厚生労働省	住基・戸籍関係 (火葬等許可証)	全ての市区町村
人口動態調査事務システム	厚生労働省	戸籍関係 (出生、死亡等)	全ての市区町村
特定健診等システム	厚生労働省	健康管理	全ての市区町村

3-3 システムの管理 (2/2)

業務と自治体情報システム標準化の実施主体について

- 業務の権限を有する自治体については、法令で定められている。
- 自治体情報システム標準化の実施主体については、法令で地方公共団体とされ、かつ標準準拠システムの標準仕様書で対象自治体として示されている自治体であり、その対象自治体は業務の法令上の権限を有する自治体と一致している

課 題

- 自治体情報システム標準化については、業務の法令上の権限を有する自治体で実施することとされており、他の自治体が担うことについては所管省庁への確認が必要
- 標準準拠システムの利用にあたり、システムの業務上の課題への対応など日常的な運用のために各特別区にデジタル人材が必要となるとともに、広域自治体においては、システムの改修や調達など全般的な管理を行う部門を整備することが必要となる

3-4 介護保険 (1/2)

大阪市の状況

介護保険制度に係る大阪市の主な事務は以下のとおり

- ◆ **保険者としての事務【市町村権限】**
 - ・ 保険者として、保険料率の算定など、高齢者施策を推進するための基本となる3か年計画を策定
- ◆ **介護保険サービス事業者(居宅・施設)の指定・指導【中核市権限】**
 - ・ 介護保険サービス事業者開設の際の審査・指定や、指導・監督
- ◆ **介護認定等に係る事務【市町村権限】**
 - ・ 要介護(要支援)認定は、市町村が行うものと法で定められており、申請に基づき、認定調査や認定審査会による審査を行っている
- ◆ **保険料の徴収事務(65歳以上の第1号被保険者)【市町村権限】**
 - ・ 65歳以上の第1号被保険者から保険料を徴収(40歳から64歳までの第2号被保険者については、医療保険料と一体的に徴収される)
- ◆ **その他の事務(地域支援事業等)**
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業等を実施

など

大阪府の状況

- ◆ 市町村(保険者)への支援、助言
- ◆ 介護保険サービス(居宅・施設)事業者の指定・指導
(政令市・中核市・事務処理特例条例による権限移譲市町村を除く)
- ◆ 財政安定化基金の設置・運営
- ◆ 介護支援専門員の登録等

など

東京都の状況

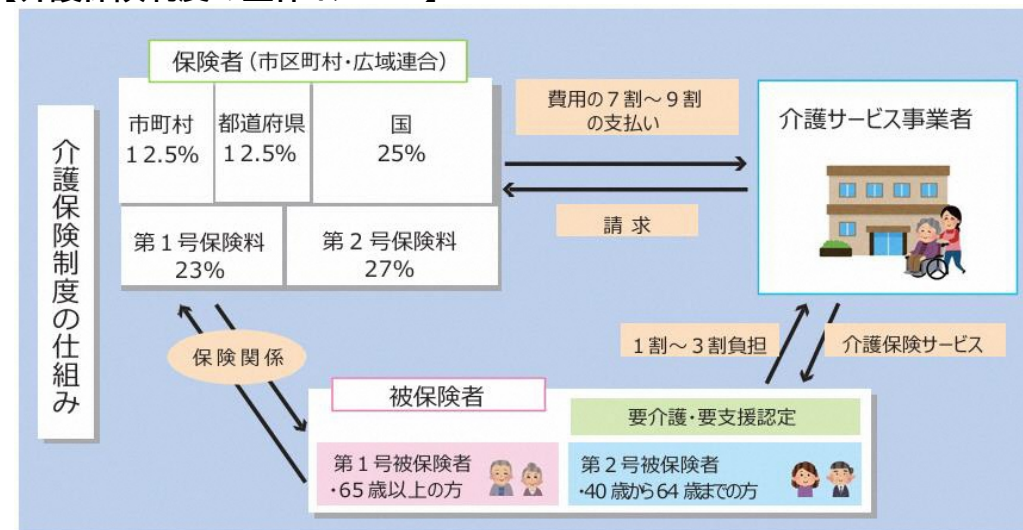
<特別区>

- ◆ 保険者としての事務
- ◆ 介護認定等に係る事務
- ◆ 保険料の徴収事務(65歳以上の第1号被保険者)
- ◆ その他の事務(地域支援事業等)
- ※ 介護保険サービス事業者(居宅・施設)の指定・指導など、政令市・中核市権限の事務は実施していない

<東京都>

大阪府と同じ

【介護保険制度の全体イメージ】



出典:厚生労働省HP

3-4 介護保険 (2/2)

課題

制度上の課題

◆ 制度の持続性

- ・ 高齢化の進展により、介護費用や保険料が増加しており、制度そのものをどのように持続させるか

【介護費用の推移】



◆ 保険料と介護サービスの格差

- ・ 保険料と介護サービス(地域支援事業など、全国一律サービス以外の任意サービス)について、格差が生じている

広域自治体が担う場合には、特別区の区域と府内の他の市町村、
基礎自治体(特別区)が担う場合には、特別区間
の公平性が課題となる

広域が担う場合の課題

◆ 保険料の徴収事務(65歳以上の第1号被保険者)

- ・ 第1号被保険者の保険料の徴収事務には、住民情報システムと連動した介護保険システム、税情報システムが必要となる

◆ 法改正の必要性

- ・ 介護保険法においては、次のような規定がなされている

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、(略) 介護保険を行うものとする。

(要介護認定)

第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、(略) 市町村に申請をしなければならない。

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(略)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。(略) 市町村は、(略) 第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

(地域支援事業)

第115条の45 市町村は、(略) 地域支援事業 (略) を行うものとする。

※ 現在大阪府では、「介護保険サービス事業者の指定・指導」を除き、大阪市が実施している事務は行っていない

3-5 斎場（火葬場）

大阪市の状況

市立斎場（火葬場）を管理運営

【設置状況（5か所）】

● 直営

瓜破斎場（平野区）

● 指定管理

北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）

大阪府域の状況

大阪市域以外の自治体の火葬場の設置状況は以下のとおり

市町が運営 34か所（令和8年7月現在）

（一部事務組合 3か所（飯盛斎場、高石斎場、岸和田市貝塚市斎場）
共立 1か所（泉南阪南共立火葬場）を含む）

課 題

- 今後の火葬需要を踏まえ、住民生活にとって必要不可欠な公共インフラである斎場（火葬場）の安定的かつ継続的な運営の確保が必要
- 広域で管理する場合、「墓地、埋葬等に関する法律」第13条の規定を踏まえると、市民以外の利用が増えることが予想されるため、対応を検討する必要

＜参考＞墓地、埋葬等に関する法律 第13条

・墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

東京都の状況

◆ 公営、民営の両方の運営形態の火葬場を設置

（23区の状況）

東京都が運営＜指定管理＞ 1か所

一部事務組合（特別区5区）が運営 1か所

民営 7か所

※23区の火葬件数の84％を担う

- ◆ 火葬場の運営に関する指導監督等の権限は、「墓地、埋葬等に関する法律」により、特別区部については特別区長
- ◆ 東京都が、令和8年に「火葬場に係る検討会」を設置し、火葬能力の確保や火葬場における経営管理等について検討中
＜課題認識＞火葬待ちの発生、民営火葬場の料金上昇

（出典）東京都「火葬場に係る検討会」第1回資料（令和8年6月）、東京都「火葬場の運営実態に関する調査（令和8年3月）」、東京都保健医療局ホームページほか

3-6 都区の事務配分のあり方検討について

「都区のあり方検討委員会」での検討状況等

- ・ 都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会の下に、平成18年、「都区のあり方検討委員会」を設置
- ・ 平成21年から23年にかけて、「都区のあり方委員会」において、都区の事務配分について協議し、都から区への移管の対象となる事務を選定し、基本的方向をとりまとめた

【基本的方向】

検討対象とした事務 計	444
①区に移管する方向で検討する事務	53
②都区の役割を見直す方向で検討する事務	30
③都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務	101
④都に残す方向で検討する事務	184
⑤検討対象外の事務、別途整理する事務	76

<事務例>

① 区に移管する方向で検討する事務

生活保護施設の設置、児童相談所の設置、県費負担教職員の任免・給与決定、流通業務地区公共施設都市計画決定、動物取扱業者の登録 等

② 都区の役割を見直す方向で検討する事務

指定区間外国道(特例都道含む)の管理、一級河川(指定区間)・二級河川の管理、国・自治体以外が行う都市計画事業の施行認可、中小企業等協同組合の設立認可等

③ 都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務

消防、上水道の設置・管理、公共下水道の設置・管理、延床1万㎡超の建築物に関する建築確認等、用途地域・大規模な特定街区(1ha超)に関する都市計画決定 等

④ 都に残す方向で検討する事務

警察、病院の開設許可、都市計画区域マスタープランの策定、交通事業(路面電車等)、首都高速道路整備事業に対する出資、東京港の整備・管理、中小企業への制度融資等

◆ 上記の検討以降、都の事務処理特例条例等により区へ移管した事務の例

- ・ 特定工場の新設届出受理などに関する事務 ※法改正による
- ・ 児童相談所の設置 ※法改正による
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の特定開発許可などに関する事務 等

4 分野ごとの広域と基礎の 事務分担イメージ

本資料は、第2回協議会の【資料1】中、「分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ」の表に、事務例を追加したものであり、今回示している仕分け案を反映したものではない

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ（1 / 5）

..... A:1回目協定書ベース
- - - B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

	まちづくり、都市基盤整備	
	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務
府 都 道	・都市計画区域指定 ・指定区間の一級河川、二級河川の管理	・拠点まちづくり(新大阪駅周辺、大阪駅周辺、大手前地区、大阪城公園周辺地域など) ・北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務 ・公園(広域公園) ・緑化事業計画関連業務 ・港湾事業
政令指定都市	・都市計画(マスタープラン、区域区分、都市再生特別地区等) ・都市計画(高速道路、一般国道、都道府県道、都市高速鉄道) ・指定区間外の国道、都道府県道の管理 ・指定区間の一級河川(一部)、二級河川(一部)の管理	A:1回目 ・一級河川(道頓堀川、東横堀川以外)の水面清掃 ・南港ポートタウン関連業務 ・広域事業用地取得
中核市	・市街化区域・調整区域内の開発許可 ・建築基準法に基づく建築確認(特定行政庁) ・連続立体交差事業(20万人以上の都市または特別区) ・屋外広告物の規制	B:2回目 ・地域まちづくり(都・区) ・住宅市街地総合整備事業、公共団体施行の土地区画整理事業(都・区) ・公営住宅等(都・区) ・交通政策(総合交通対策、鉄道の安全性向上、バスネットワーク維持改善等)(都・区) ・市立駐車場の管理運営(都・区)
一般市	・下水道の管理 ・都市計画(用途地域、特例容積率適用地区等) ・上水道の管理 ・都市計画(地区計画等) ・市町村道の建設・管理 ・準用河川の管理	・一級河川(道頓堀川、東横堀川)の水面清掃 ・公園(地域公園) ・放置自転車対策

広域

基礎

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ（2 / 5）

..... A:1回目協定書ベース
--- B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

	産業		都市魅力		
	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	
都道府県		- 企業等の誘致に関する事務 - 産業振興拠点における支援事業 - 融資制度（経営支援等以外）		- 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整 - 観光交流の促進（夢洲地区の観光拠点形成）	広域
政令指定都市	商工会議所の定款変更の届出等	雇用施策の推進（国・府等との連絡調整）	IR事業化推進	- 文化振興（アーツカウンシル、中央公会堂等） - 競技スポーツ振興施策（大阪マラソン、大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権等）	
中核市	- 大規模小売店舗立地法関係 - 計量	- 計量啓発、特定計量器定期検査事務管理システム - 融資制度（経営支援等）（都・区） - 商業魅力向上事業（ハード事業）（都・区）	旅館業、特区民泊に関する事務	A:1回目・B:2回目	
一般市	- 工場の立地に関する勧告・命令等 - 商店街振興組合の設立・解散の認可等 - 商店街の高度化事業計画等の認定 - 中小企業信用保険法に基づく認定等 - 生産緑地地区に関する相談等 - 農地転用の届出受理等	- 地域の企業支援 - 商店街の振興、再生 - 地域のものづくりの振興		- 地域の観光振興（受入環境整備等） - 地域の文化振興（芸術活動振興事業助成等） - 文化施設の管理運営（文化創造館・大阪文化館等） - 生涯スポーツ（市長杯） - 地域の競技スポーツの振興（トップアスリートとの交流等）	基礎

※ 末尾に（都・区）と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ（3 / 5）

..... A:1回目協定書ベース
--- B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

	消防・防災等		環境		
	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	
都道府県	- 警察 - 災害応急措置（所掌事務に係るもの）	救急振興財団への職員派遣	- 災害廃棄物処理計画の策定（府） - 産業廃棄物処理業の許可 - 第一種フロン類回収業者の登録	- 自動車公害防止広域対策 - 地盤沈下対策（水準測量） - エネルギー政策（脱炭素化、電力ひっ迫時の節電啓発等）	広域
政令指定都市	災害救助（指定都市の申請に基づき内閣総理大臣が救助実施市を指定）	A:1回目・B:2回目	- 産業廃棄物の特定施設の整備 - 建築物用地下水の採取の許可 - 工業用地下水の採取の許可		
中核市	A、Bの場合も広域に区分	- 業務継続計画、受援計画の策定（都・区） - 被災建築物の応急危険度判定に係る事務（都・区）	- 大気汚染に関する常時監視、粉じん発生施設への改善命令等 - 土壌汚染状況の調査、処理業者の許可等 - 河川等の水質汚濁の監視、下水処理場への立入検査等 - 産業廃棄物処理業の許可（市域内）	- 自動車排出ガス対策、航空機騒音対策（測定）、地盤沈下対策（常時観測） - 生物多様性、環境学習推進事業、環境活動推進施設の運営（都・区）	基礎
一般市	- 消防・救急活動 - 避難指示、災害応急措置	- 地域防災力強化 - 災害救助用物資の備蓄	- 災害廃棄物処理計画の策定（市） - 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定 - 一般廃棄物の収集・処理 - 斎場・霊園の管理運営	- 市民のゴミ減量活動の支援 - 清掃ボランティア活動の支援 - 地域における緑化の推進	

※ 末尾に（都・区）と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ（4 / 5）

----- A:1回目協定書ベース
----- B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

広域

基礎

33

	福祉		保健・医療	
	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務
都道府県	・保育士・介護支援専門員の登録 ・国民健康保険事業(財政運営等)	・あいりん日雇労働者等自立支援事業 ・心身障がい者扶養共済事業(年金支給等) ・緊急母子一時保護事業(窓口除く)、DV等対策事業(都・区)	・医療計画の策定 ・医療法人の設立認可等 ・感染症の医療提供体制確保、まん延防止のための総合調整	・地方独立行政法人大阪市民病院機構の支援等 ・周産期緊急医療体制整備事業
政令指定都市	・保育人材確保事業(潜在保育士) ・児童養護施設の設置認可等 ・児童自立支援施設の設置	・市立児童養護施設等の設置 ・0～2歳児の保育無償化関係(都・区) ・習い事・塾代助成事業(都・区) ・こども医療費助成(都・区) ・敬老優待乗車証・障がい者福祉乗車証(都・区) ・重度障がい者タクシー料金給付、医療費助成(都・区)	・精神保健福祉センター ・難病等医療費助成(指定難病) ・病院の開設許可 ・動物取扱事業者の登録	A:1回目・B:2回目 ・重症心身障がい児者医療コーディネート事業
中核市	・保育所、養護老人ホーム、生活保護施設の設置認可等 ・身体障がい者手帳の交付 ・児童相談所の設置(政令指定の団体に限る)	・おおさか介護サービス相談センター ・高齢者生活支援(入浴利用料割引、寝具洗濯等) ・認知症高齢者の介護者への支援	・難病等医療費助成(小児慢性特定疾病対策等) ・犬・ねこの引取り ・保健所の設置 ・診療所等の開設許可 ・感染症患者の入院措置等	・地域の健康づくり推進 ・企業の健康活動支援 ・地域の感染症対策 ・特定疾患医療費援助事業 ・こども難病医療費助成 ・夜間歯科診療体制の確保 ・公衆浴場への助成 ・公害による健康被害者への支援(アスベスト・カネミ油症)
一般市	・保育所、養護老人ホームの設置 ・生活保護(市・福祉事務所設置町村) ・介護保険事業 ・国民健康保険事業(保険料賦課・徴収等)	・おおさか介護サービス相談センター ・高齢者生活支援(入浴利用料割引、寝具洗濯等) ・認知症高齢者の介護者への支援	・保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種 ・結核に係る健康診断 ・母子健康手帳の交付 ・埋葬、火葬の許可	

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

4 分野ごとの広域と基礎の事務分担イメージ（5 / 5）

..... A:1回目協定書ベース
- - - B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

	教育		住民サービス		
	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	法令等事務	地方公共団体事務＋任意事務	
都道府県	・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 B:2回目 - - - ・私立幼稚園の設置認可 A:1回目 ・重要文化財の管理に係る指揮監督、埋蔵文化財の調査発掘に係る届出	・公立大学法人大阪関係 ・大阪国際平和センター	・不当景品類・不当表示に係る監視業務等 ・消費生活センターの設置		広域
政令指定都市	・小中学校教職員の任免等 ・遺跡の発見に関する届出 ・博物館の設置登録	・大阪市立図書館の運営(都・区) ・分権型教育行政の推進(都・区)	・NPO法人に関する認定等 ・NPO法人に関する認証等	・大規模施設(大阪市中心中央体育館、大阪プール、舞洲体育館、青少年施設等)の運営 ・消費者の安心安全の確保に関する事務(事業者指導、勧告等)(都・区) ・地域の就労支援(職業相談・職業紹介事業等)(都・区)	基礎
中核市	・小中学校教職員の研修 ・重要文化財の現状変更等の許可等				
一般市	・小中学校の設置 ・幼稚園の設置	・小中学校の施設整備 ・生涯学習センターの運営管理	・戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード交付等 ・消費者センターの設置	・新婚・子育て世帯向け利子補給制度 ・窓口サービス ・地域の防犯対策の推進 ・区民利用施設(スポーツセンター、プール)の運営	

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの